

区分		等級等	申請に必要な書類	有効期限	
① 身体障害者	視覚障害	1～4級	身体障害者手帳	5年	
	聴覚障害又は 平衡機能の障害	聴覚障害			2, 3級
		平衡機能障害			3, 5級
	肢体不自由	上肢			1～2級
		下肢			1～6級
		体幹			1～3, 5級
	乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障害	上肢機能			1～2級
		移動機能			1～6級
	心臓機能障害	1, 3, 4級			
	じん臓機能障害	1, 3, 4級			
	呼吸機能障害	1, 3, 4級			
	ぼうこう又は直腸の機能障害	1, 3, 4級			
小腸機能障害	1, 3, 4級				
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1～4級				
肝臓機能障害	1～4級				
②知的障害者	療育手帳の障害の程度が「A」の方	療育手帳			
③精神障害者	精神障害者保健福祉手帳の等級が「1級」の方	精神障害者保健福祉手帳			
④難病患者	・特定医療費(指定難病)受給者 ・特定疾患医療受給者 ・小児慢性特定疾病医療費受給者	・特定医療費(指定難病)受給者証 ・特定疾患医療受給者票 ・小児慢性特定疾病医療受給者証			
⑤高齢者	要介護状態区分が「要介護1」～「要介護5」の方	介護保険被保険者証			
⑥妊産婦・保護者	・妊娠中の方 ・2歳未満(多胎児の場合は、3歳未満)の子の保護者	母子健康手帳等 (出産後は子の年齢が確認できる書類)	母子健康手帳取得時から産後2年(多胎児の場合は、産後3年)		
⑦けが人	けが等により一時的に移動に配慮が必要な方	医師の診断書・意見書等、 本人確認書類(運転免許証等)	車いす・杖などの使用期間(1年の範囲内)		
⑧その他 歩行困難者	上記以外の歩行困難者で、医師の診断書等で駐車場の利用に配慮が必要と認められる方	医師の診断書・意見書等、 本人確認書類(運転免許証等)	5年の範囲内		